

富士箱根伊豆国立公園

(富士山地域)

公園計画変更書

[一部変更]

(環境省原案)

令和 年 月 日

環 境 省

目次

第1	公園計画の変更	1
1	変更理由	1
2	事業計画の変更内容	2
(1)	施設計画	2
ア	利用施設計画	2
(ア)	単独施設	2

第1 公園計画の変更

1 変更理由

富士箱根伊豆国立公園は、我が国最高峰である富士山を頂点とし、伊豆半島から伊豆諸島、硫黄海嶺に続く火山列に起因する火山弧峰、火山カルデラ、半島、列島景観により構成され、フィリピン海プレートがユーラシアプレート及びオホーツクプレートに沈み込むプレートテクトニクスのダイナミズムを感じることができる国立公園である。

本公園のうち富士山地域は、富士山を中心に東に石割山や三国峠、西に天子山系、南に愛鷹山、北に御坂山系と四方を山々に囲まれており、富士五湖と称される湖沼群や富士山北斜面の溶岩流上に広がる青木ヶ原樹海が存在するなど、富士山を中心に湖沼や山林が一体となった自然景観を有しており、本地域の利用形態は、富士山等への登山や富士山麓のドライブ、富士五湖、田貫湖等の利用拠点での宿泊、野営、探勝等が中心である。

本地域は、平成8年に再検討を実施した後、平成18年に第1次点検、平成30年に第2次点検、平成31年に一部変更を実施している。

令和3年度に策定された「富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム2025」では、本地域の周遊利用を進めるとともに、利用の偏りによる過剰利用を解消し、上質な利用環境を提供するため、地域とともに受入環境整備などに取組むことが位置づけられた。

今回変更は、朝霧高原において、民間事業者による地域滞在型宿泊施設の設置及び静岡県による既存施設敷地内における野営場施設の設置計画があり、現状富士北嶺地域や箱根地域に偏っている本地域の宿泊利用について、滞在拠点の分散化を進め、多様な利用者層のニーズに応える快適な滞在空間の創出に資すると考えられることから、「国立公園の公園計画等の見直し要領について」（平成25年5月17日付け環自国発第1305174号）の「一部変更」のうち、「ウ（前略）他の地域振興計画が策定又は変更され、自然的、社会的実情に照らして当該公園の保護又は適正な利用に資すると認められる場合」として、宿舍施設及び野営場施設を追加するものである。

2 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
108	宿舎	静岡県富士宮市（朝霧高原）	富士吉田富士宮線道路（車道）沿線における富士山と天子山系の景観を活かした、朝霧高原周辺探勝のための滞在拠点として整備する。
109	野営場	静岡県富士宮市（猪之頭）	豊かな湧水に恵まれた自然環境を活かした野外宿泊の拠点として整備する。

利用施設計画変更図

